教育福祉委員会委員長報告書

平成２７年３月２０日

教育福祉委員会に付託されました 議案１０件につきまして、
審査の過程における各委員からの討論 及び 審査結果について、
審査経過順に報告いたします。

初めに、議案第１３号
「流山市 重度障害者医療費 及び 特定疾病者医療費の
支給に関する条例の 一部を改正する条例の制定について」
申し上げます。

本案は、重度障害者医療費の支給方法を
現物給付によっても 可能にするとともに、
支給対象者等を 改めるものです。

審査の過程における討論として、

１　反対の立場で討論する。

重度障害者の方たちの長年の願いであった「償還払いから現物給付へ」が、やっと実現すると思ったが、新たに負担を背負わせる内容に大変憤りを感じる。

６５歳を過ぎて重度障害者となった場合は、本制度の対象外となり、例外なく年齢で区切り排除する制度は、高齢者差別そのものである。

今まで約４割の方が医療費助成を受けていなかったことが判明した際、なぜ病院と連携しなかったのか、もれがなく利用してもらう取り組みは、行政でできたはずである。

障害者の願いを逆手に取った今回の措置は、障害者の生活実態を全く無視した非情なやり方である。

２　賛成の立場で討論する。

本案は、現行の償還払いを現物給付に変更するものであり、現物給付となることで、医療費を立て替えていた対象者の利便性向上につながることとなる。

すべてにおいて十分とはいえないまでも、今後の第一歩として利用者に対する利便性の向上という観点から賛成とする。

３　賛成の立場で討論する。

平成２４年の県議会において全会一致となった請願を受けての条例改正であり、主目的が、４割の未利用者への利用率向上、さらには、当局の負担が 従前の１．３倍から１．５倍になることを覚悟した上での実施であり、重度心身 障害者の方々の為のよりよい改正である。

がありました。

採決の結果、３対１をもって 原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第９号

「平成２６年度 流山市 後期高齢者医療 特別会計 補正予算第３号」について申し上げます。

本案は、後期高齢者医療 市町村保険基盤 安定拠出金の額が確定したことから、その不足分を補正するものです。

審査の過程における討論は特になく、
採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第８号

「平成２７年度 流山市 後期高齢者医療 特別会計予算」について申し上げます。

本案は、後期高齢者医療 広域連合への 保険料の納付金及び 被保険者の管理、保険料収納に要する経費等の所要額を計上し、これらの財源として後期高齢者医療保険料、一般会計からの 繰入金等をもって充て、
歳入歳出 予算総額を １７億 １千 １７２万 ５千円とするものです。

審査の過程における討論として、

１　反対の立場で討論する。

我が党は、医療を受ける権利を 年齢で区切る差別的な制度そのものに一貫して反対である。

それに加え、物価と消費税は上がり、年金がますます減る一方、保険料はしっかり徴収するという高齢者に冷たい制度には反対である。

がありました。

採決の結果、３対１をもって 原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第１０号

「流山市 介護保険条例の 一部を改正する条例の
制定について」 申し上げます。

本案は、第１号 被保険者に係る 平成２７年度から
平成２９年度までの 介護保険料の額を 定めるものです。

審査の過程における討論として、

１　反対の立場で討論する。

平成２４年からの３年間で、年金が２．５％削減され、
さらに、アベノミクスによる物価上昇が、高齢者の生活を
追い詰めている中、保険料が引き上げられ反対である。

また、介護保険料が、平成２３年から比較して 約１．５倍に
なることは 容認できず、国の負担を引き上げることを強く求める。

なお、保険料所得段階を１３段階から１８段階に見直し、
低所得者の負担を軽減する保険料に改定した努力は評価する。

がありました。

採決の結果、３対１をもって 原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第１１号

「流山市 介護保険 高額介護サービス費等 資金貸付条例及び 流山市 地域包括支援センターの 職員に係る基準等を定める条例の 一部を改正する条例の 制定について」

申し上げます。

本案は、地域における医療 及び 介護の総合的な確保を推進するための 関係法律の 整備等に関する法律による介護保険法の一部改正により、同法を引用する条項を 整理するものです。

審査の過程における討論は特になく、

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第１２号

「介護保険法 施行規則等の 一部を改正する省令の施行に伴う 関係条例の整備に関する条例の制定について」申し上げます。

本案は、介護保険法 施行規則等の 一部を改正する省令の施行に伴い、介護保険法に基づく 地域密着型サービス等の基準を定める関係条例を 整備するものです。

審査の過程における討論は特になく、
採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第７号

「平成２７年度 流山市 介護保険 特別会計予算」について申し上げます。

本案は、保険料の賦課徴収、被保険者の管理、
介護サービス費等の保険給付費 及び 地域支援事業費等の
所要額を計上したもので、これらの財源として 介護保険料、
支払基金交付金、 国 及び 県支出金、一般会計からの
繰入金をもって充て、歳入歳出 予算総額を
１０２億　８千 １７４万 ７千円 とするものです。

審査の過程における討論として、

１　反対の立場で討論する。

保険料が値上げされることから反対である。
年金は減り、物価が上昇している中での介護保険料の値上げは、
高齢者の暮らしが ますます苦しくなるばかりである。

また、平成２７年度からは、制度が大きく変化するが、
多様なサービスの受け皿も未熟な状況のまま、新総合事業へ
移行させることは問題である。

さらに、特別養護老人ホームへの入所が、要介護３以上に
限定されることで、要介護１、要介護２の方々の行き場がなくなり、
施設難民を増加させることになることから到底賛成することは
できない。

２　１点要望し、賛成の立場で討論する。

平成２７年度から第６期となるため、保険料の見直しや
新たな総合事業の取り組み、さらには、特別養護老人ホームの
施設整備などが盛り込まれているが､今後の高齢者人口の増加に伴い、
介護保険料の負担が増大し続けることがないよう、
介護予防には、さらに取り組まれることを要望する。

がありました。

採決の結果、３対１をもって 原案のとおり可決すべきものと
決定しました。

次に、議案第１５号 「流山市立保育所の設置 及び 管理に関する
条例の 一部を改正する条例の 制定について」 及び

議案第１６号「流山市 幼児教育支援センター 及び 附属幼稚園の
設置等に関する条例の 一部を改正する条例の 制定について」の
以上２件 は、子ども･子育て支援法の 施行に伴うものでありますので、
一括して審査したものを 申し上げます。

一括審査した議案２件につきましては、
子ども・子育て支援法の施行に伴い、流山市立保育所 及び
流山市 幼児教育支援センター附属幼稚園を 同法に基づく 特定教育・保育施設とするとともに、保育所において保育を受ける場合と
同幼稚園において教育を受ける場合の 利用者負担について
定めるものです。

審査の過程における討論として、

１　議案第１５号について反対の立場で討論する。

保育料は、規則で定めるものではなく、条例化すべきである。

市長が単独で決めるものではなく、議会に諮り、議論の上
決めるものであってこそ、二元代表制といえる。

本市は、子育て世代を 多く誘致していることから、
保育料の段階をさらに増やし、子育て世帯の所得状況に見合った保育料にすべきであり、介護保険料の段階は増やすが
保育料の段階を減らすことは、今の流れに逆行している。

がありました。

初めに、議案第１５号について採決した結果、３対１をもって原案のとおり可決すべきものと決定し、

次に、議案第１６号について採決した結果、

全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第１４号

「流山市 児童育成手当 支給条例の 一部を改正する条例の制定について」 申し上げます。

本案は、児童扶養手当法の一部改正により、

児童扶養手当を支給しないとされていた 父 又は 母の死亡等について支給される 公的年金等の受給者について

児童扶養手当との併給が可能となったことに伴い、

児童育成手当の支給対象者を 改めるものです。

審査の過程における討論は特になく、

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、教育福祉委員会の委員長報告を終わります。